

平成 18 年 5 月 18 日

各 位

アイコム株式会社
(コード番号 6820 東証・大証一部)
問合せ先 取締役総務部長 加本 正則
電話番号 (06)6793-5301

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成 18 年 5 月 18 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 28 日開催予定の第 42 期定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。

- (1) 当社定款には、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を設置する旨の定めがあるとみなされるため、第 4 条(機関)を新設するものであります。
- (2) 当社定款には、株券を発行する旨の定めがあるとみなされるため、第 7 条(株券の発行)を新設するものであります。
- (3) 単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、第 10 条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
- (4) 本店所在地である大阪市またはこれに隣接する地で、株主総会を開催することを定めるため、第 14 条(開催場所)を新設するものであります。
- (5) 議決権行使の代理人の数を定めるため、第 16 条(議決権の代理行使)を変更するものであります。
- (6) 株主総会参考書類等の一部につき、インターネット開示をもって株主に提供ができるよう、第 18 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (7) 社外取締役および社外監査役が、その期待される役割を十分に発揮することができるよう、会社法第 427 条第 1 項の規定に従い、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約の締結ができる旨を定めるため、第 24 条(社外取締役の責任免除)および第 33 条(社外監査役の責任免除)を新設するものであります。
- (8) 取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録により承認を行うことができるよう、第 27 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- (9) 用語および定款上で引用する条文を会社法等のものに変更するとともに、その他の字句および表現の変更、条項の移設と整理等を行うものであります。
- (10) 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 18 年 6 月 28 日(水)
定款変更の効力発生予定日	平成 18 年 6 月 28 日(水)

以 上

別 紙

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 第1条～第3条 (省略)</p> <p>[新設]</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は電子公告により行う。 ただし、<u>電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは</u>、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第2章 株式 (発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、34,000,000株とする。 <u>ただし、消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>[新設]</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。 2. 当社は、<u>1単元未満の株式の数に満たない株式(以下、「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。</u></p> <p>[新設]</p>	<p>第1章 総則 第1条～第3条 (現行とおり)</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、<u>次の機関を置く。</u> (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u> ただし、<u>事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は</u>、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、34,000,000株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、100株とする。 2. 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>

現行定款	変更案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下「株主名簿等」という。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券喪失登録、単元未満株式の買取り等株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株券の種類、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取り等株式に関する取扱いについては、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項その他定款に別段の定めある場合を除くほか、必要があるときはあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要のつどこれを招集する。</p> <p>2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、代表取締役社長が招集する。ただし、代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p> <p style="text-align: right;">[新設]</p> <p style="text-align: right;">[新設]</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: right;">[削除]</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 (現行とおり)</p> <p>(開催場所)</p> <p>第14条 当社は、大阪市またはこれに隣接する地で株主総会を開催する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第15条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p>

現行定款	変更案
<p>(議決権の代理行使) 第12条 当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主または代理人は、代理権を<u>証する書面</u>を株主総会毎に、当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議 長) 第13条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。 2. 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p style="text-align: center;">[新設]</p> <p>(決議の方法) 第14条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合の<u>ほか</u>、出席した株主の議決権の過半数をもって<u>これを行う</u>。 2. 商法第343条の規定によるべき決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う</u>。</p> <p>(議事録) 第15条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、<u>議事録に記載し、議長および出席した取締役が記名押印する</u>。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第16条 当会社は取締役15名以内を置く。 (取締役の選任) 第17条 当会社の取締役は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する</u>。 2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第18条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする</u>。 2. <u>補欠または増員により就任した取締役の任期は、他の在任取締役の任期が満了すべき時までとする</u>。</p>	<p>(議決権の代理行使) 第16条 当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主または代理人は、代理権を<u>証明する書面</u>を株主総会毎に、当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議 長) 第17条 (現行とおりのり)</p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第18条 当会社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる</u>。</p> <p>(決議の方法) 第19条 株主総会の決議は、<u>法令または本定款に別段の定めがある場合を除き</u>、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う</u>。</p> <p style="text-align: center;">[削除]</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第20条 (現行とおりのり) (取締役の選任) 第21条 当会社の取締役は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する</u>。 2. (現行とおりのり)</p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする</u>。 2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする</u>。</p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役および役付取締役) 第19条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を<u>選任</u>する。 2. 当社は、取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を<u>置く</u>ことができる。</p> <p style="text-align: center;">[新設]</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を<u>選定</u>する。 2. 当社は、取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を<u>定める</u>ことができる。</p> <p>(社外取締役の責任免除) 第24条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>(取締役会の権限) 第20条 取締役会は、取締役をもって構成し、法令または本定款に定める事項のほか、当社の重要な業務執行に関する事項を決議する。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第21条 取締役会の招集通知は会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">[新設]</p>	<p>(取締役会の権限) 第25条 (現行とおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第26条 (現行とおり)</p>
<p>(取締役会規程) 第22条 取締役会に関する事項については、法令または定款に定めがある場合を除き、取締役会で定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第27条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会規程) 第28条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めがある場合を除き、取締役会で定める取締役会規程による。</p>
<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会 (監査役の数) 第23条 当社は監査役4名以内を置く (監査役の選任) 第24条 当社の監査役は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u> (監査役の任期) 第25条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>補欠により就任した監査役の任期は、前任者の任期が満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第26条 <u>監査役は、その互選をもって常勤の監査役を定める。</u></p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会 (監査役の数) 第29条 (現行とおり) (監査役の選任) 第30条 当社の監査役は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u> (監査役の任期) 第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">[新設]</p> <p>(監査役会の招集通知) 第 27 条 監査役会の招集通知は会日の 3 日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会規程) 第 28 条 監査役会に関する事項については、法令または定款に定めがある場合を除き、監査役会で定める監査役会規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p>(営業年度) 第 29 条 当社の営業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、<u>3 月 31 日を決算期日とする。</u></p> <p>(利益の配当) 第 30 条 <u>利益配当金は、毎決算期末日現在における最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p>(中間配当) 第 31 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>中間配当として金銭の分配を行うことができる。</u></p> <p>(利益配当金等の除斥期間) 第 32 条 <u>利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p>	<p>(<u>社外監査役</u>の責任免除) 第 33 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第 34 条 (現行とおり)</p> <p>(監査役会規程) 第 35 条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めがある場合を除き、監査役会で定める監査役会規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p>(事業年度) 第 36 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの<u>1 年</u>とする。</p> <p>(<u>剰余金の配当</u>の基準日) 第 37 条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u> <u>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(中間配当) 第 38 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(<u>配当金</u>の除斥期間) 第 39 条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p>

以上